

計画作成年度	平成20年度
計画主体	彦根市

# 彦根市鳥獣被害防止計画

## 連絡先

担当部署名：彦根市産業部農林水産課

所在地：滋賀県彦根市元町4番2号

電話番号：0749-30-6118

FAX番号：0749-24-9676

メールアドレス：nosei@ma.city.hikone.shiga.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、カラス
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	彦根市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成19年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額(千円)	被害面積(ha)
カラス	水稲	180	0.36
ニホンザル	水稲	300	0.60
	野菜類	129	1.29
	果樹	34	0.25
イノシシ	水稲	750	0.53
	野菜類	28	0.50
	タケノコ	297	0.60
ニホンジカ	水稲	253	0.22
	森林被害	-	12.00

ニホンジカの森林被害数値は、平成18年度における数値。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### イノシシ

鳥居本学区、旭森学区にかけての山間部および荒神山に生息している。バレイショやカンショ、タケノコなどの農作物被害や農地の掘り起こしのほか、9月～10月にかけては、稲の食害や踏み倒しなどの被害が多くなる。特に荒神山での捕獲は年々増加しているが、周辺の被害は減少していない。

### ニホンザル

鳥居本学区、旭森学区にかけての山間部に生息し、収穫期を向かえたカボチャ、トマト、ナスなどの野菜やカキなどの果実等の農作物被害のほか、民家の瓦を壊すなどの生活被害も発生している。生息数は、目撃情報が多数寄せられており、年々増加しているものと思われる。

### ニホンジカ

鳥居本学区、旭森学区にかけての山間部に生息し、植物の葉や茎などの食害のほか、森林の皮はぎ被害が最も深刻である。個体数調整により捕獲数は増えているが、その被害は減少していない。

### カラス

カラスによる被害は、市内全域で発生し、特に稲の直播き時や播種期の麦類への被害のほか、果実、野菜などの被害も発生している。

- (注) 1 近年の被害に傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

## (3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(平成19年度)		目標値(平成22年度)	
カラス	被害金額(千円)	180	被害金額(千円)	162
	被害面積(ha)	0.36	被害面積(ha)	0.32
ニホンザル	被害金額(千円)	463	被害金額(千円)	370
	被害面積(ha)	2.14	被害面積(ha)	1.71
イノシシ	被害金額(千円)	1,075	被害金額(千円)	860
	被害面積(ha)	1.63	被害面積(ha)	1.30
ニホンジカ	被害金額(千円)	253	被害金額(千円)	227
	被害面積(ha)	0.22	被害面積(ha)	0.20

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入すること。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣駆除事業の実施 (猟友会委託事業)</li> <li>・ 捕獲檻の維持管理費に対する助成</li> <li>・ 捕獲檻の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銃器駆除においては、隣接する市町へ山伝いに逃げ込むこともあり、効果的な駆除が期待できない。</li> <li>・ 集落の高齢化、過疎化等より捕獲檻の維持管理が困難な状況である。</li> </ul>
防止柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 侵入防止柵の設置に対する助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落の高齢化、過疎化等により設置費用(自己負担分)の財源が確保できない。</li> <li>また、後継者不足による耕作放棄地の増加も深刻な問題である。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接する市町と協力し、広域的・効果的な捕獲が実施できるよう検討していく。</li> <li>・ 地域ぐるみで取り組みが実践できるようリーダー育成を目的とした研修会を実施する。</li> <li>・ 被害防止のための侵入防止柵の設置を推進していく。</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県猟友会彦根支部に委託し、猟銃による捕獲を実施する。</li> <li>・鳥居本地域、荒神山、鞍掛山周辺に合計 21 基の捕獲檻を設置し、有害獣の捕獲を実施する。</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H20 年度	ニホンザル、イノシシ、カス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策研修会の開催</li> <li>・サル用捕獲檻の設置</li> <li>・イノシシ(シカ)用捕獲檻の設置</li> </ul>
H21 年度	ニホンザル、イノシシ、カス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策研修会の開催</li> <li>・サル用捕獲檻の設置</li> <li>・イノシシ(シカ)用捕獲檻の設置</li> <li>・地元住民のわな免許等取得の推進</li> </ul>
H22 年度	ニホンザル、イノシシ、カス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策研修会の開催</li> <li>・サル用捕獲檻の設置</li> <li>・イノシシ(シカ)用捕獲檻の設置</li> <li>・地元住民のわな免許等取得の推進</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>ニホンザル</p> <p>平成 17 年度から平成 19 年度までの有害鳥獣捕獲により 15 頭の捕獲を行ったが、新たな群れが佐和山周辺に生息し、生息数も大幅に増加(H17 年 5、6 頭から H19 年約 15 頭)していることや依然として鳥居本、旭森地区の山間部での農作物被害が増加傾向であるため、捕獲計画数を年間 10 頭とする。</p> <p>なお、捕獲については、滋賀県策定の特定鳥獣保護管理計画に基づき、加害レベルの高い個体を特定して捕獲するよう努めることとする。</p>

### イノシシ

平成 17 年度以降の有害鳥獣捕獲により H17 年度 2 頭、H18 年度 9 頭、H19 年度 18 頭の捕獲を行った。特に荒神山では、H19 年度に 14 頭を捕獲したものの、依然として農作物被害が多発しているなど生息数の減少につながっていない。また鳥居本地域においても特に矢倉川沿いの地域での農作物被害も増加傾向にあることから、捕獲計画数を 25 頭(荒神山 15 頭、鳥居本 10 頭)とする。

### ニホンジカ

平成 17 年度以降の個体数調整および有害鳥獣捕獲により H17 年度 12 頭、H18 年度 5 頭、H19 年度 14 頭の捕獲を行った。しかし、依然として農作物被害が増加傾向にあるうえ、特に森林の皮はぎ被害は年々増加していることから、個体数調整と有害鳥獣捕獲を併せて捕獲計画数を年間 20 頭とする。

### カラス

平成 17 年度以降の有害鳥獣捕獲により計 447 羽の捕獲を行っており、被害金額は若干減少してきたものの、依然として農作物被害が市内全域に見受けられるため、捕獲計画数を 150 羽とし、継続的に捕獲を行っていく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ニホンザル	10 頭	10 頭	10 頭
イノシシ	20 頭	20 頭	25 頭
ニホンジカ	15 頭	20 頭	20 頭
カラス	150 羽	150 羽	150 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ 滋賀県猟友会彦根支部へ委託 ・銃器による捕獲(鳥居本地域、旭森地域の山間部) 9 月～3 月までの年 6 回実施(但し、狩猟期間は除く) ・檻による捕獲(鳥居本地域、旭森地域の山間部、荒神山) 9 月～3 月(但し、狩猟期間は除く)

カラス  
 滋賀県猟友会彦根支部へ委託  
 ・銃器による捕獲(市内全域)  
 5月～8月までの計4回実施

(注)1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注)1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
イノシシ		侵入防止柵 1,000m	侵入防止柵 500m

(注)1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

( 2 ) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
H20 年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落内での獣害対策リーダーの養成</li> <li>・ 森林病虫害等防除事業を利用したシカの皮はぎ防止対策の実施</li> </ul>
H21 年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落内での獣害対策リーダーの養成</li> <li>・ 森林病虫害等防除事業を利用したシカの皮はぎ防止対策の実施</li> <li>・ 地元住民のわな免許等の取得の推進</li> </ul>
H22 年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落内での獣害対策リーダーの養成</li> <li>・ 森林病虫害等防除事業を利用したシカの皮はぎ防止対策の実施</li> <li>・ 地元住民のわな免許等の取得の推進</li> </ul>

( 注 ) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ、追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5 . 被害防止施策の実施体制に関する事項

( 1 ) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	湖東地区獣害対策地域協議会
構成機関の名称	役 割
湖東地域振興局森林整備課	有害鳥獣捕獲や被害防止対策に関する指導、情報提供
〃 農産普及課	被害防止対策に関する指導、情報提供
〃 田園振興課	被害防止対策に関する指導、情報提供
愛荘町農林商工課	鳥獣害防止対策の連携、協力、情報提供
豊郷町産業課	鳥獣害防止対策の連携、協力、情報提供
甲良町産業振興課	鳥獣害防止対策の連携、協力、情報提供
多賀町農林商工課	鳥獣害防止対策の連携、協力、情報提供
彦根市犬上郡営林組合	林業被害の情報収集、連携・協力
大滝山林組合	林業被害の情報収集、連携・協力
びわこ東部森林組合	林業被害の情報収集、連携・協力
彦根犬上農業共済組合	農業被害の情報収集、連携・協力
愛知農業共済組合	農業被害の情報収集、連携・協力
東びわこ農業協同組合	被害防止の普及指導、情報収集、連携・協力

湖東地域農業センター	被害防止の普及指導、情報収集、連携・協力
------------	----------------------

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入すること。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入すること。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入すること。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・隣接する市町との連携を図り、広域的、効果的な捕獲を実施する。
- ・非農家の参加を促し、集落が一体となった取り組みを進める。
- ・間伐事業、造林事業などの里山の整備事業と組み合わせた効果的な事業を進める。

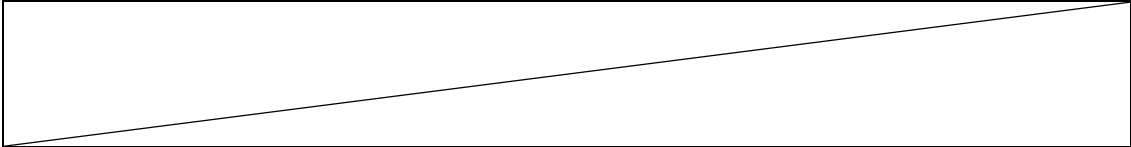
(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

--

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入すること。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項



(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。